

写

28東監発第32号  
平成28年12月15日

東村山市長 渡部 尚 様  
東村山市議会議長 肥沼 茂男 様

東村山市監査委員 飯田 武夫  
同 赤木 盛一  
同 駒崎 高行

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

# 指定管理者の監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

## 第2 監査の対象

公の施設	東村山市立社会福祉センター
指定管理者	社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会
担当所管課	健康福祉部地域福祉推進課
監査の範囲	平成27年度及び平成28年4月1日から8月31日までに執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

## 第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点として実施した。

### 「指定管理者」

- (1) 指定管理が関係法令の定めるところにより適正に管理されているか
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- (3) 施設の運営に係る収支会計経理は適正に行われているか
- (4) 施設の運営に係る出納関係帳簿の整備、保存は適切にされているか
- (5) 利用促進のための努力はなされているか

### 「担当所管課」

- (1) 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は達成されているか
- (2) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は関係法令等に基づき行われているか
- (3) 利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか
- (4) 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか

#### 第4 監査の主な実施内容

監査対象の指定管理者及び担当所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

#### 第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成28年9月1日から平成28年11月28日まで

実施内容	実施場所	日程
実査	対象施設事務室	平成28年10月 5日
説明聴取	監査室	平成28年11月17日
講評	監査室	平成28年11月28日

#### 第6 監査の結果

指定管理者の概要及び監査の結果の個別的事項は次のとおりである。

##### 1. 公の施設及び指定管理者の名称

公の施設の名称	指定管理者の名称
東村山市立社会福祉センター	社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会

##### 2. 設立及び目的

昭和52年5月1日、東村山市立社会福祉センターは、地域福祉の拠点として地域住民等に対する福祉サービスの効果及び効率を向上させ、地域福祉の一層の増進を図ることを目的に開設した。

開設当初より東村山市から管理運営を受託し、平成18年4月1日より、地方自治法(昭和22年法律第67条)第244条の2及び東村山市立社会福祉センター条例(昭和52年条例第6号)の規定に基づき指定管理者の指定を行った。平成28年4月1日より指定管理者制度の3期1年目となる。

##### 3. 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

##### 4. 選定方法

公募によらない指定管理候補者の選定

## 5. 指定管理料

平成27年度 27,032,000円

平成28年度 31,073,000円

## 6. 指定管理業務

- (1) 社会福祉センター条例第3条の規定に基づく事業の実施
- (2) 社会福祉センター条例第7条の規定に基づく施設の使用の承認
- (3) 社会福祉センター条例第12条の規定に基づく施設の使用の不承認
- (4) 社会福祉センター条例第13条の規定に基づく施設の使用の制限
- (5) 社会福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること
- (6) 東村山市福祉作業所の管理運営に関すること

## 7. 収支の状況（平成27年度）

単位：円

収入決算額	支出決算額	収支差額
55,915,989	49,387,490	6,528,499

## 8. 利用状況（平成27年度）

【社会福祉センター】

単位：回

施設名	午前(9時～正午)	午後(1時～5時)	夜間(5時～10時)	稼働率
集会室 1	164 (1)	226 (1)	145 (0)	49.3
集会室 2	130 (9)	182 (1)	241 (0)	50.9
合計	294 (10)	408 (2)	386 (0)	50.1

※括弧内は、施設利用のうち有料利用による回数

## 9. 指摘・要望事項

### (1) 指摘事項

#### 1) 基本協定書第22条 事業報告書について

基本協定書第22条に基づく月次報告書（業務報告）に、管理経費の収支状況の記載がない。

所管課は、施設の収支状況や事業運営状況を常に確認し、指定管理者と共に適切に施設管理・運営がなされるように取り組む必要がある。

指定管理者制度検討会報告書「制度導入に関する基本的な考え方」に基づき月次報告書を定められたい。

#### 2) 備品及び郵券の管理について

基本協定書第15条に基づく備品に、備品番号や備品ラベルが旧式のもの等が見受けられた。また、郵券については、年間使用数以上の郵券

を保有し、受払簿の一部に不正確な記載が見受けられた。

今回の監査を備品及び郵券の管理を整理する機会ととらえ、物品管理規則及び公金管理マニュアルに基づき適切に管理されたい。

(2) 意見・要望事項

引き続き、東村山市社会福祉協議会との連携を図りながら、多様化する地域福祉課題に適切に対応できるよう取り組まれない。